

第5章 計画の推進

第1節 P D C Aに基づく計画の推進

第1項 医療費適正化計画のサイクル

1 P D C Aに基づく計画の推進

県は本計画を推進するため、定期的に計画の達成状況を点検し、その結果に基づいて必要な対策を実施するP D C Aサイクル¹⁰に基づく管理を行います。

10 P D C Aサイクル

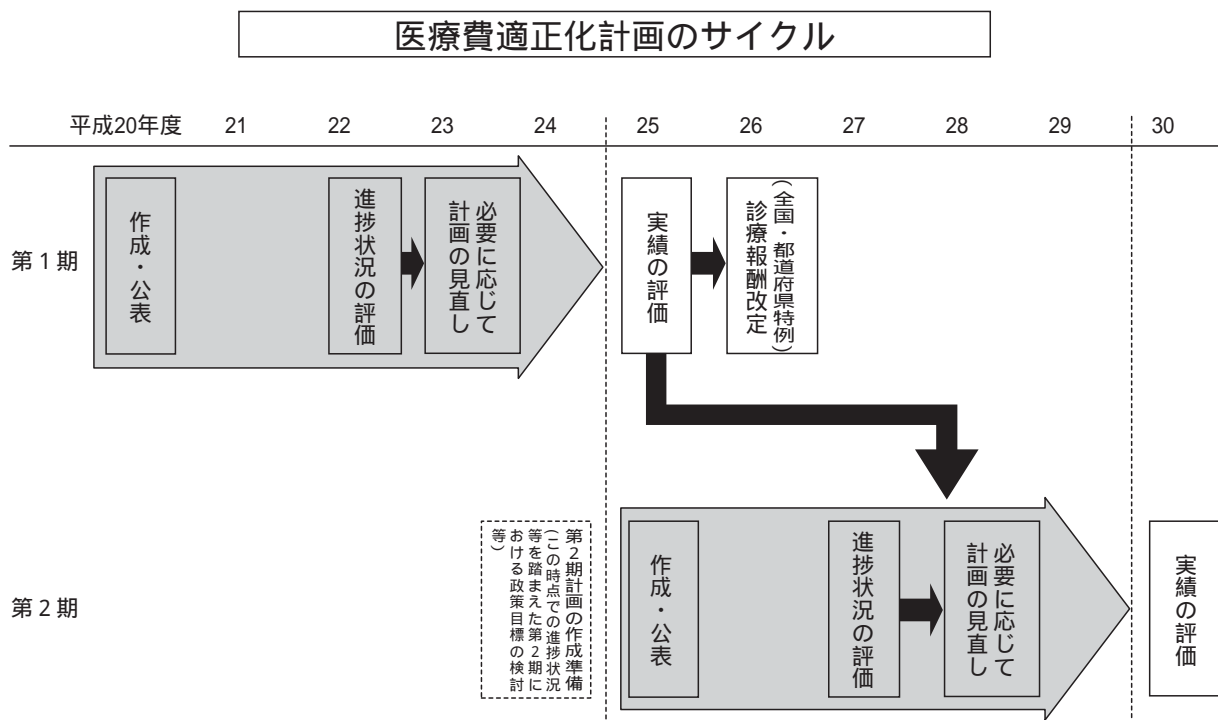
Plan(計画) - Do(実行) - Check(評価) - Action(行動 政策への反映)の頭文字を揃えたもので、業務を計画的に、確実に進めるためのマネジメント手法のことです。

2 医療費適正化計画のサイクル

本計画では、計画策定から3年目の中間年に計画の進捗状況に関する評価を、計画期間終了年度の翌年度に計画の達成状況に関する評価を行います。

また、評価の結果を踏まえて、都道府県の診療報酬の特例などの措置を講じることが可能となることから、これらを通じて実効性のある取組みを確保しています。

図表5-1



資料：厚生労働省保険局作成